第７回京都デジタルアミューズメントアワード推薦要項

１　趣旨

本事業は、京都に縁のある、コンテンツ制作に意欲的に取り組む若手クリエイター（グループ含む）を表彰し、その活動を奨励することにより、京都の培ってきた日本文化の発信や、京都のコンテンツ産業の振興に寄与することを目的とした表彰制度です。

２　候補者

京都府内在住・在勤の方は、次の(1)～(5)すべての要件を満たす個人又はグループを候補者として推薦できます。

(1) 令和６年４月１日時点で40歳以下の者であること（グループの場合は、メンバーの半数以上が該当すること）

(2) 京都に関係のあるクリエイターであること（京都を舞台とした作品の制作者、京都在住・在勤者（過去含む）、府関連事業の受賞者・出展者　など）

(3) 令和４年12月13日～令和６年12月13日の間に公開された作品があること

(4) 京都の文化・産業へ貢献が期待されるとともに、他のクリエイターの模範となる者であること

(5) 推薦者と候補者に何らかのつながりがあること（制作活動をサポートするなど）

３　賞の種類

京都デジタルアミューズメントアワード大賞（京都府知事賞）　　活動奨励金50万円

京都デジタルアミューズメントアワード賞　　　　　　 　　　 　活動奨励金25万円

４　推薦方法

(1) 推薦期間

令和６年９月13日（金）～令和６年12月13日（金）（必着）

(2) 推薦方法

事務局あてに(3)提出物を郵送またはメールで提出　　※郵送料は推薦者負担となります

参考ホームページ：https://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sinko/chiki-senryaku/award.html

【事務局】住所：〒602-8570 京都市上京区新町西入藪之内町

京都府商工労働観光部産業振興課　地域産業戦略係

E-mail：sangyoshinko@pref.kyoto.lg.jp

① 第７回京都デジタルアミューズメントアワード推薦書（様式）

② 第７回京都デジタルアミューズメントアワード候補者資料（別紙）

③ 候補者の活動内容に係る補足資料（任意）　※動画ＤＶＤ、パンフレット、ポートフォリオ　等

５　選考方法

京都デジタルアミューズメントアワード表彰委員会から意見を聴取し、知事が受賞者を決定します。

６　選考基準

(1) 確立された手法や考えにとらわれないアイディアや発想力があること

(2) 新たなエンターテイメントを生み出すような技術力があること

(3) 京都の文化・産業へ貢献することが期待され、他のクリエイターの模範となる者であること

７　受賞者の発表

令和７年２月上旬

※表彰式の日程や詳細は受賞者及び推薦者に別途お知らせします。

＜その他＞

■ 留意事項

・提出された推薦書類の返却はできませんので御了承ください。

・推薦書類に不備がある場合は、選考から除外する場合があります。

・書類内容の確認等のため、推薦者又は候補者宛に連絡を行う場合があります。連絡が取れない場合は選考から除外することがありますので御了承ください。

・選考状況に関するお問い合わせには、一切お答えできません。

・受賞者名及び受賞作品は、受賞式での発表に加え、プレスリリースやホームページ、パンフレット等において公表されます。

■ 推薦の取下げ

推薦者は、推薦書類の提出後、やむを得ない理由で推薦が困難となったときは、推薦を取り下げることができます。

■ 賞の取消し

虚偽等により京都デジタルアミューズメントアワードの名誉を毀損する事実があったときは、受賞者発表後であっても、表彰委員会で協議の上、知事が賞を取り消すことがあります。この場合、受賞者は賞状及び活動奨励金等を事務局に返還しなければなりません。

＜個人情報保護方針＞

事務局は、推薦者、候補者及び受賞者（以下「推薦者等」という。）に係る個人情報保護の考え方を以下のとおり定め、これを遵守します。

１．個人情報の利用目的

推薦者等の個人情報は、以下の利用目的の範囲内でのみ利用します。

　 (1) 推薦書類の内容確認等に関する御連絡

　 (2) 受賞結果の通知

 　(3) 京都府関連事業のご案内（イベント開催、参加者・出展者の募集等）

　 (4) 京都デジタルアミューズメントアワードに関するプレスリリース、ホームページ、パンフレット等への受賞者名の掲載

上記の目的以外で必要が生じた場合は、本人の承諾を得た上で利用することとします。

２．第三者への開示・提示

推薦者等の個人情報は、適切な方法で管理・保護し、本人の同意なく第三者に開示・提供はしません。ただし、京都デジタルアミューズメントアワードの事業の運営に必要な範囲で、業務委託先に開示することがあります。また、個人の生命、身体または財産の保護のために開示の必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、また法令により個人情報の開示が求められた場合はこの限りではありません。